

令和7年度 「DX販路拡大支援助成金」 公募要項

一般社団法人ノエル

第1章 総則

第1条 (趣旨)

本要項は、一般社団法人ノエル(以下「当法人」という。)が実施する「DX販路拡大支援助成金」(以下「本助成金」という。)の公募、選定及び交付に関する基本事項を定めるものであり、当法人が別途定める「助成金交付規程」と一体として運用する。

第2条 (目的)

本助成金は、寄付金再分配型(非営利還元型)に基づき、中小企業及び個人事業主等によるDX化及び販路拡大に資する取り組みの実施を支援することにより、生産性の向上、事業の持続的成長及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

第3条(用語の定義)

本要項における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 補助事業
本助成金の交付対象として採択された取り組みをいう
2. 補助事業者
本助成金の交付決定を受けた中小企業者又は個人事業主をいう
3. 中小企業者
中小企業基本法第2条に定める中小企業者及びこれに準ずるものとして当法人が認める者をいう
4. DX化取り組み
デジタル技術の活用により業務効率化、生産性向上、組織変革等を図る取り組みをいう
5. 販路拡大取り組み
商品又はサービスの販売促進、顧客獲得、認知向上等を目的としたマーケティング及び営業活動をいう
6. 助成対象となる取り組み
当法人が交付規程に基づき指定する取り組みをいう
7. 事業実施期間
助成事業者が取り組みを実施する期間として当法人が定める期間をいう
8. 事業計画書
取り組みの目的、内容、実施方法、スケジュール及び期待される成果等を記載した書類をいう

第2章 助成事業の概要

第4条(助成対象者の要件)

助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 日本国内に事業所を有し、国内で事業を営む中小企業者又は個人事業主であること
2. DX化又は販路拡大に資する取り組みを実施する意思を有する者であること
3. 直近の経営状況において著しい経営破綻状態にないこと
4. 反社会的勢力と一切関係を有していないこと
5. 当法人が求める報告調査確認に応じる体制を有すること

第5条(助成対象事業の内容)

補助対象となる事業は、次のいずれか又は複数の取り組みとする。

1. DX化に資する取り組み
2. 販路拡大に資する取り組み

具体的な内容は、助成金交付規程に定める対象取り組み一覧に基づくものとする。

第6条(事業実施期間)

1. 事業実施期間は、当法人が定める交付決定日から完了期限までとする
2. 助成事業者は、当該期間内に取り組みを実施しなければならない
3. やむを得ない事情により期間の変更が必要な場合は、事前に当法人の承認を得るものとする

第3章 助成金額等

第7条(助成金額)

1. 本助成金は、助成対象となる取り組み1件毎に交付規定別紙に定める金額で交付する
2. 1事業者あたりの申請可能な取り組み数は、公募ごとに当法人が別途定める
3. 交付額は取り組み数に応じて算定する
4. 助成率の概念は適用しない

第8条(併給制限)

1. 他の補助金又は助成金との併用は可能とする
2. ただし、同一の取り組みについて重複して補助を受けることは認めない
3. 必要に応じて、他制度の利用状況について申告を求められることがある

第4章 助成対象となる取り組み

第9条(基本原則)

本助成金は、取り組みの実施そのものを助成対象とし、経費の内容又は金額に基づく助成は行わない。

第10条(対象取り組み)

対象となる取り組みは、以下のとおりとする。

1. DX化に資する取り組み
業務効率化、データ活用、AI活用、業務基盤整備等
2. 販路拡大に資する取り組み
広告運用、SNS活用、EC構築、営業強化、ブランド構築等

詳細は助成金交付規程に定める対象取り組み一覧に準ずる。

第11条(対象外)

次の各号に該当する場合は助成対象外とする。

1. 取り組みが実施されていない場合
2. 実施内容が客観的に確認できない場合
3. 虚偽又は不正が認められる場合
4. 当法人が不相当と判断した場合

第5章 応募審査

第12条(公募期間)

1. 公募期間は、当法人が別途定め公表する
2. 期限後の申請は原則として受理しない

第13条(提出書類)

申請者は、次の書類を提出するものとする。

1. 申請書(様式第1号)
2. 事業計画書(様式第2号、別紙、補助様式)
3. その他当法人が必要と認める書類

第14条(申請内容の補正)

1. 当法人は必要に応じて補正を求めることができる
2. 指定期限内に対応がない場合は審査対象外とすることがある

第15条(審査方法)

1. 審査は書類審査を基本とする
2. 必要に応じて面談又はヒアリングを実施する
3. 審査は当法人の職員又は有識者により行う

第16条(審査基準)

審査は以下の観点に基づき実施する。

1. 取り組みの必要性及び課題認識
2. 実施内容の具体性及び実現可能性
3. DX化又は販路拡大への効果
4. 継続性及び発展性
5. 公益性及び波及効果
6. 当法人の理念との整合性

第17条(採択の決定)

1. 当法人は審査結果に基づき採択を決定する
2. 採択結果はウェブサイト等で公表する
3. 個別の審査内容については原則非公開とする

第6章 採択後の手続及び義務

第18条(交付決定及び契約)

1. 採択者に対し交付決定通知を行う
2. 助成事業者は所定の手続により契約を締結する

第19条(事業の実施)

助成事業者は、採択された取り組みを適切に実施しなければならない。

第20条(報告義務)

助成事業者は、次の報告義務を負う。

1. 実績報告書の提出

2. 取り組み実施証明の提出
3. 当法人が求める調査への協力

第7章 実績報告返還等

第21条(実績報告)

1. 助成事業者は、事業完了後に以下を提出する
実績報告書
実施証明(画像、URL、画面等)
成果資料
2. 経費証憑の提出は不要とする
3. 当法人は提出内容に基づき交付額を確定する

第22条(交付決定の取消返還)

当法人は、次の場合に交付決定の取消又は返還を命じることができる。

1. 虚偽申請又は不正行為
2. 取り組み未実施
3. 報告義務違反
4. その他不適切と認められる場合

第8章 情報公開個人情報

第23条(情報公開)

当法人は透明性確保のため、制度概要、採択結果及び成果概要等を公表する。

第24条(個人情報の取扱い)

個人情報及び企業情報は適切に管理し、必要に応じて匿名化する。

第25条(準拠規程)

本要項に定めのない事項は、助成金交付規程による。

附則

本要項は、令和7年10月1日より施行する。